

至急

平成 2 8 年 8 月 2 2 日

関係団体 各位

札幌中央労働基準監督署長
札幌東労働基準監督署長

大雨・暴風等における建設工事現場の労働災害防止について

台風第7号、11号と立て続けに北海道地方に上陸している状況の中、気象庁発表によれば、再び台風第9号が23日にかけて北海道地方を通過する見込となっております。

台風の接近に伴い、荒れた天候となり大雨や強風となる所があると見込まれ、各地に大きな被害をもたらすことも考えられます。

つきましては、土砂崩壊災害、土石流災害、足場倒壊災害、クレーン転倒災害等の発生も懸念されることから、会員事業場に対し、下記の事項について周知をお願いいたします。

記

- 1 気象警報、防災情報等に留意し、大雨・洪水・暴風等が予想される時には、直ちに作業を中止すること。
- 2 土砂崩壊災害防止について
 - (1) 大雨・洪水・暴風等の後の工事施工に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について形状、地層の状況、亀裂、含水及び湧水の状況等について、あらかじめ十分に調査を行い、当該調査結果を踏まえ、作業計画を定めこれに基づき作業を行うこと。
 - (2) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じること。
 - (3) 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに避難の方法等について労働者に十分周知すること。
- 3 仮設物、クレーン等の災害防止について
 - (1) 足場（作業構台を含む）について
 - ① 足場等の設置計画において暴風等を考慮することとし、計画を上回る暴風が発生する場合は、倒壊防止対策を実施すること。
 - ② 大雨・洪水・暴風等の後に足場等における作業を行うときは、作業開始前に点検表により点検を行い、異常箇所は補修を行うこと。（点検表の例などは、北海道労働局ホームページ「建設業の労働災害防止について」も参照ください。）
 - (2) クレーン等（移動式クレーン、エレベーター、建設用リフト含む）について
 - ① 強風のためクレーン等が損傷・転倒・崩壊するおそれがあるときは、クレーン等を固定させる等の対策を実施すること。
 - ② 瞬間風速が 30m/s を超える風が吹いた後に作業を行うときは、あらかじめクレーン等の各部分の異常の有無について点検を行い、異常箇所は補修を行うこと。